

説明資料 4

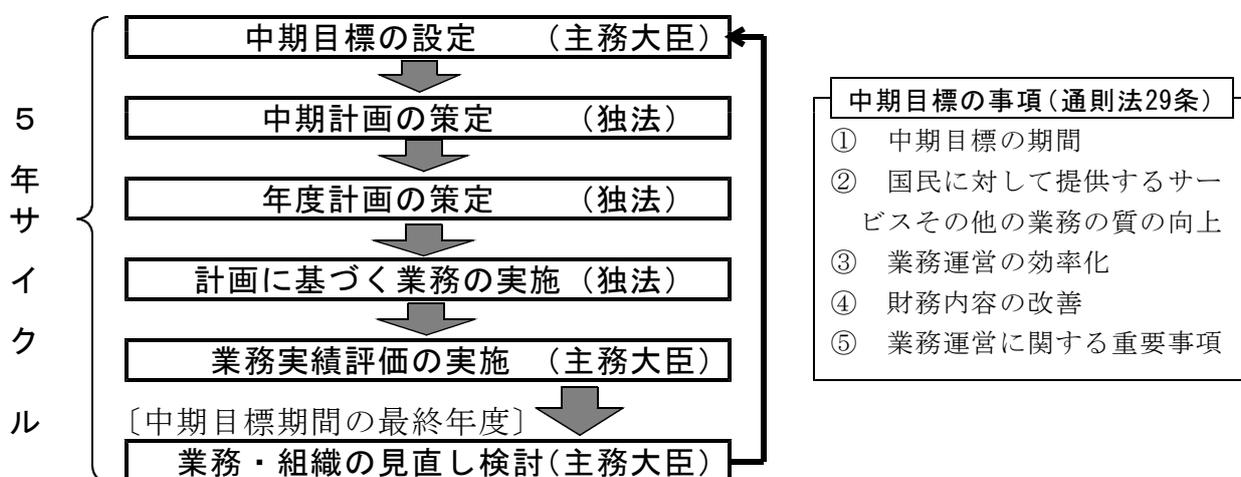
次期中期目標・中期計画及び平成30年度計画

## 独立行政法人の中期目標、中期計画及び年度計画について

独立行政法人制度においては、主務大臣が各独立行政法人に対し目標を指示することにより、法人が達成すべき業務運営の目標が設定される。各独立行政法人は、当該目標に基づいて計画を作成し、当該計画に基づいて業務を遂行し、当該目標の達成状況について主務大臣の評価を受けることとなる。

【独立行政法人通則法第29条～第31条】

### ○ 独立行政法人評価制度のフロー



#### 1 中期目標

主務大臣が設定し法人に指示する中期目標は、法人が中期計画を作成する際の指針であり、かつ当該法人の業績を評価する際の基準となるもの。この指示により法人は、中期目標の達成を目指して、その業務を実施する義務を有することとなる。

#### 2 中期計画

法人が定める中期計画（※主務大臣による認可必要）は、主務大臣から指示された中期目標を達成するための具体的計画であり、法人は、自ら定めたその計画に従い、自主性及び自律性をもって業務を遂行することとなる。

#### 3 年度計画

法人が定める年度計画（※主務大臣への届出必要）は、中期目標の達成に向けた目標管理を的確に実施するため、中期目標の期間中の各事業年度の業務運営に関し、中期計画に定めた事項のうち当該年度に実施すべき事項等について具体化した計画である。

# 新たな中期計画策定の概要

## 1 現中期計画の取組実績（見込み）への評価

現中期計画は平成25年度から29年度までの5年間を対象としており、その最終年度である本年度には、当該期間における業務の実績（見込み）について、主務大臣による評価が実施された。（※末尾参照）

当該評価では、基金の業務及び組織全体に関して、中期目標における所期の目標の達成に向け、中期計画・年度計画に従い概ね適切に業務が実施されているとされた上で、個別の課題等が示された。

## 2 新たな中期計画の策定

主務省は、上記の個別の課題等を踏まえ、基金の業務の見直しの方向性について検討を行い、30年3月1日に新中期目標を基金に指示した。

これを受け、基金では、新中期目標を達成するための計画として新たな中期計画を策定して主務省に認可を申請した。

## 3 新たな中期計画のポイント

新たな中期計画においては、現中期計画に係る評価において示された個別の課題等を踏まえ、業務の適正な実施と効果的かつ効率的な業務運営を図り、政策年金としての機能が十分に発揮されるよう、所要の見直しを行った。

主な内容は次のとおりとなっている。

### <個別の課題等(1)>

若い農業者の加入の更なる拡大を目指して取組を進めるとともに、女性の活躍を後押しするため、女性農業者への普及も一層推進することが必要。

### ○新中期計画

- ① 新規就農者など農業の将来を支える若い農業者に重点を置いた普及推進を図り、20歳から39歳までの基幹的農業従事者数に対する農業者年金の被保険者の割合を、年1ポイント増加させる又は平成34年度末までに25%に拡大（現中期計画での目標20%）。
- ② 地域農業の振興や農業経営の発展に重要な役割を担っている女性農業者に対する制度の普及啓発の取組を強化し、女性の基幹的農業従事者数に対する農業者年金の被保険者の割合を、年1.6ポイント増加させる又は平成34年度末までに17%に拡大（新設、現状8.8%）。

### <個別の課題等(2)>

農業者年金記録管理システムについて、利用可能な全受託機関で新システムが利用されることを目指し、利用率の向上を図ることが必要。

#### ○新中期計画

基金と業務受託機関との間で「利用促進取組方針」を定めるほか、基金主催の会議や業務受託機関主催の同システム操作研修会での同システムのメリット及び処理状況確認操作マニュアルの業務受託機関への周知を通じて、同システムの更なる利用の促進に取り組む。

### <個別の課題等(3)>

個人情報 の保管及び点検方法の改善に向け、管理体制や規程を見直し、早急に必要な措置を講じる等内部統制システムを改善・充実させること。

#### ○新中期計画

基金内CSIRTの構築、セキュリティポリシーの適宜の見直し等により情報セキュリティ対策の徹底・強化に取り組む。

また、基金が多く の個人情報を取り扱う機関であるとの認識を全役職員において共有し、PDCAサイクルによる改善を図りつつ、保有個人情報に関連する業務を適切に遂行する。

## ※主務大臣による現中期目標期間見込評価の概要（主なもの）

### (1) 総合評定 B（概ね所期の目標を達成していると認められる）

（参考）現中期目標期間における総合評定の状況

25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
A	C	B	B	

注：25年度は旧評価制度による評定結果で「A」が標準、26年度以降は「B」が標準。

### (2) 農業者年金事業 【項目別評定 B】

国年記録との突合、裁定請求漏れ防止のための勧奨文書の送付（毎月）について計画どおり実施されており、29年度も引き続き実施される見込み。

また、標準処理期間内の事務処理の割合等定量的な指標も各年度達成している。

### (3) 年金資産の安全かつ効率的な運用 【項目別評定 A】

#### ○基本方針に基づく運用等

計画どおり、基本方針に基づいて、年金資産の安全かつ効率的な運用が適切に行われたことに加え、マイナス金利の進行という急速な運用環境の変化にも適確に対応し、年金財政への悪影響を最大限回避する方策を速やかに実行するなど、目標を上回る成果が認められる。

### (4) 制度の普及推進及び情報提供の充実 【項目別評定 B】

#### ○加入目標の設定

平成28年度末で到達すべき目標（18.8%）には既に到達しており、また、平成29年度当初の加入実績も前年度を上回るペースとなっていることから、今後、このペースを維持することができれば、所期の目標の達成が見込まれる。

（参考）20歳から39歳までの基幹的農業従事者に占める加入者の割合の推移

区 分	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末
各年度末に到達すべき割合	—	15.5%	16.6%	17.7%	18.8%	20.0%
実 績	14.0%	16.9%	17.0%	18.5%	19.2%	

### (5) 業務運営の効率化 【項目別評定 B】

#### ○事務書類の簡素化

計画どおり、平成26年2月に新たな年金記録管理システムが導入され、書類の簡素化が図られるとともに、その効果を検証し、必要に応じた見直しが行われている。

<参考>現中期目標期間見込評価

総合評価及び項目別評価の評定表	中期目標期間評価			
	主務大臣評価			基金自己評価
	総合評価	B		
項目	大項目	中項目	小項目	小項目
<b>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b>	<b>B</b>			
1. 農業者年金事業		B		
(1)被保険者資格の適正な管理			b	b
(2)年金裁定請求の勧奨			b	b
(3)申出書等の迅速な処理			b	b
(4)標準処理期間の短縮			b	b
2. 年金資産の安全かつ効率的な運用		A		
(1)基本方針に基づく運用等			a	a
(2)運用結果の公表及び加入者等への通知			b	b
(3)ガバナンスの強化			a	a
3. 制度の普及推進及び情報提供の充実	B	B		
(1)加入推進目標の設定			b	b
(2①)加入推進活動関係			b	b
(2②)加入推進活動関係			b	b
(3)加入推進活動の格差縮小			b	b
(4)ホームページ等による情報提供			b	b
<b>II. 業務運営の効率化に関する事項</b>	<b>B</b>			
1. 運営経費の抑制		B		
(1①)一般管理費の抑制				
(1②)事業費の抑制			b	b
(1③)人件費の計画的削減				
(2)給与水準の適正化			b	b
(3)契約適正化の推進			b	b
2. 業務運営の効率化		B		
(1)事務書類の簡素化			b	b
(2)電子情報提供システムの利用促進等			b	b
(3)農業者年金記録管理システムの開発等			b	b
3. 組織運営の合理化		B		
(1)組織の整備及び常勤職員の配置の適正化			b	b
(2)能力・実績主義の活用			b	b
4. 委託業務の効率的・効果的实施		B		
(1)実績報告書による活動状況の把握			b	b
(2)加入推進活動を活発化させるための業務委託費の配分の見直し			b	b
(3)業務実態等を踏まえた配分基準の適正化			b	b
5. 業務運営能力の向上等		B		
(1)農業者年金基金職員の業務運営能力の向上			b	b
(2)業務受託機関担当者の業務運営能力の向上			b	b
6. 内部統制の充実・強化		B		
(1)内部統制の充実・強化			c	c
(2)理事長等による内部統制の指示			b	b
(3)コンプライアンスの推進等			b	b
(4)業務受託機関に対する考査指導			b	b
(5)情報セキュリティ対策の向上			c	c

<参考>現中期目標期間見込評価

総合評価及び項目別評価の評定表	中期目標期間評価			
	主務大臣評価			基金 自己 評価
	総合 評価	B		
項 目	大項目	中項目	小項目	小項目
<b>Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項</b>	B	B		
(1)貸付金債券の適切な管理・回収等			b	b
(2)運営費交付金の厳格な算定			b	b
<b>Ⅳ. 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画</b>	B	B		
(1)支出削減の取組			b	b
(2)法人運営における資金の配分状況			b	b
<b>Ⅴ. 短期借入金の限度額</b>	—	—		—
<b>長期借入金</b>	B	B		b
<b>Ⅵ. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>	B			
1. 職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)		B		
(1)方針			b	b
(2)人事に関する指標			b	b
2. 積立金の処分に関する事項		B	b	b

<参 考>

**(独) 農業者年金基金に係る主務大臣評価の概要(第3期見込評価)**

**1 総合評価 B(概ね所期の目標を達成していると認められる)**

(理由：項目別評価は、15項目中Aが1項目、Bが13項目、評価の対象外1項目と、B評価が多数を占めており、総合評価を引き下げる事象もないため)

**【法人全体の評価】**

項目別評価では個別の課題等はあるが、業務・組織全体としては、所期の目標の達成に向け、概ね適切に業務運営が行われており、平成29年度も、年度計画に基づき、中期目標及び中期計画に沿った取組が進められることが見込まれる。

なお、会検から指摘を受けた年金不適正支給事案については、再発防止策等の改善処置を講じ、法人全体の信用を失墜させるには至らなかったものと認識。

(参考) 今中期目標期間における総合評価の状況

25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
A	C	B	B	

注：25年度は旧評価制度による評価結果で「A」が標準、26年度以降は「B」が標準。

**2 項目別評価**

**I 国民に対して提供するサービス等の業務の質の向上 (主務省評価B)**

**1 農業者年金事業 (自己評価b×4、主務省評価B)**

国年記録との突合、裁定請求漏れ防止のための勧奨文書の送付(毎月)について計画どおり実施されており、29年度も引き続き実施される見込み。

また、標準処理期間内の事務処理の割合等定量的な指標も各年度達成している。

標準処理期間内の事務処理の割合 (実績)

目標	25年度	26年度	27年度	28年度
97%以上	98.35%	97.66%	98.19%	98.31%

申出書等の返戻率 (実績)

目標	25年度	26年度	27年度	28年度
10%未満	7.7%	6.6%	8.2%	7.4%

**2 年金資産の安全かつ効率的な運用 (主務省評価A)**

**(1) 基本方針に基づく運用等 (自己評価a、主務省評価a)**

計画どおり、基本方針に基づいて、年金資産の安全かつ効率的な運用が適切に行われたことに加え、マイナス金利の進行という急速な運用環境の変化にも適確に対応し、年金財政への悪影響を最大限回避する方策を速やかに実行するなど、目標を上回る成果が認められる。

## (2)運用結果の公表及び加入者等への通知（自己評価b、主務省評価b）

計画どおり、年金資産の構成割合、運用成績等についてホームページで公表し、また、加入者及び待期者に対して、運用結果の通知を行っており、29年度も引き続き実施される見込み。

## (3)ガバナンスの強化（自己評価a、主務省評価a）

計画どおり、運用受託機関名等の公表が行われていることに加え、平成27年度以降、資金運用委員会を外部専門家のみの構成としたことにより、資金運用の透明性が向上し、ガバナンスの一層の強化が進められた。

## 3 制度の普及推進及び情報提供の充実（主務省評価B）

### (1)加入目標の設定（自己評価b、主務省評価b）

平成28年度末で到達すべき目標（18.8%）には既に到達しており、また、平成29年度当初の加入実績も前年度を上回るペースとなっていることから、今後、このペースを維持することができれば、所期の目標の達成が見込まれる。

### ○20歳から39歳までの基幹的農業従事者に占める加入者の割合の推移

区分	24年度末	25年度末	26年度末	27年度末	28年度末	29年度末
各年度末に到達すべき割合	-	15.5%	16.6%	17.7%	18.8%	20.0%
実績	14.0%	16.9%	17.0%	18.5%	19.2%	

### <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

- 政策年金としての制度の役割を踏まえ、次期中期計画においても、引き続き、若い農業者の加入の更なる拡大を目指して取組を進めるとともに、女性の活躍を後押しするため、女性農業者への普及も一層推進することが必要。

政策年金としての農業者年金制度の役割を踏まえ、次期中期計画においても、引き続き、政策支援の対象となり得る若い農業者の加入の更なる拡大を目指して取組を進めるとともに、農業経営の発展に重要な役割を担う女性の活躍を後押しするため、女性農業者に対する制度の普及についても一層推進する必要がある。

### (2)加入推進活動関係（自己評価b×2、主務省評価b×2）

計画どおり、各年度に策定した加入推進取組方針に基づき、新規就農者への働きかけなど、若い農業者に重点を置いた推進活動を実施するとともに、新規加入者へのアンケート調査等を基に活動効果の検証を行っている。

また、地域の加入推進活動リーダーを育成するため、農業委員等を対象に研修会を開催し、外部専門家の招聘、研修テキストの見直しなど、制度の理解の増進

を図る取組が実施されている。

### (3) 加入推進活動の格差縮小（自己評価a、主務省評価b）

目標未達成県の平均の新規加入推進目標達成率は年々上昇し、重点都道府県の39歳以下の新規加入者数の対前年度比も、毎年度、全国を上回る成果を上げおり、活動格差の縮小成果は認められるが、39歳以下の新規加入者総数が前年度以下の年度があるなど、必ずしも成果の底上げに結びついていないことから、目標を上回る成果があったとは認められない

### (4) ホームページ等による情報提供（自己評価b、主務省評価b）

計画どおり、各種PR資料の作成、関係機関への提供、HPへの掲載が行われ、また、年金受給者等に対し、支給停止の手續等の情報提供が行われている。

## Ⅱ 業務の効率化（主務省評価B）

### 1 運営経費の抑制（自己評価b×3、主務省評価B）

計画どおり、運営経費の抑制（一般管理費3%削減、事業費1%削減、ラスパイレス指数100以下等）が図られている。

また、調達関係については、やむを得ないもの以外は全て一般競争入札とするほか、企画競争入札等に係る契約審査委員会の事前審査、一者応札の改善方策の検討、契約監視委員会での調達等合理化計画のチェック等契約の適正化が進められている。

### 2 業務運営の効率化（主務省評価B）

#### (1) 事務書類の簡素化（自己評価b、主務省評価b）

計画どおり、平成26年2月に新たな年金記録管理システムが導入され、書類の簡素化が図られるとともに、その効果を検証し、必要に応じた見直しが行われている。

#### (2) 電子情報提供システムの利用促進等（自己評価b、主務省評価b）

新たな年金記録管理システムの普及拡大取組方針を決定して全業務受託機関での新システム利用を目標に掲げ、研修会等でシステムの利用方法を説明するなど利用促進（アクセス件数の増加）に努め、新システム移行後、アクセス件数はそれ以前より増加した。

#### <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策>

- 受託機関のシステム利用状況が100%に達していないことから、一層の効率化を図る観点から、次期中期計画において、利用可能な全受託機関で新システムが利用されることを目指し、利用率の向上を図ることが必要。

### (3)年金記録管理システムの開発等（自己評価b、主務省評価b）

計画どおり、迅速性及び効率性の向上等のための事務改善が可能な機能を備えた年金記録管理システムについて、25年度中に開発を終え、26年度当初から運用を開始しており、中期計画における所期の目標を達成している。

### 3 組織運営の合理化（自己評価b×2、主務省評価B）

常勤職員は74人と、75人以下となっており、また、役職員の給与等の決定について、人事評価を導入するなど成果主義が導入されている。

### 4 委託業務の効率的・効果的实施（自己評価b×3、主務省評価B）

業務受託機関から提出された業務委託費に係る実績報告書を集計し、その活動状況を適切に把握している。また、業務委託費の配分基準の適正化を行うとともに、固定的な配分から39歳以下の新規加入者の実績を反映した配分方法を導入するなど、インセンティブ効果を高める見直しを行っている。

### 5 業務運営能力の向上（自己評価b×2、主務省評価B）

計画どおり、初任者研修や専門研修等を適切に実施し、また、会計検査院からの指摘を受けた事務手続の改善措置について、4月の担当者会議で都道府県段階の業務受託機関に対して周知徹底を図るなど適切に対応したと認められる。

### 6 内部統制の充実・強化（主務省評価B）

#### (1)内部統制の充実・強化（自己評価b、主務省評価b）

内部統制基本方針を平成25年4月に策定し、その後も内部統制の充実・強化に取り組んでいると認められる。

#### (2)理事長による内部統制の指示（自己評価b、主務省評価b）

計画どおり、役職員に対する「役職員の行動指針」に基づく指示及び周知並びに毎四半期の経営管理会議の開催による中期計画・年度計画の進捗管理等が適切に実施されていると認められる。

#### (3)コンプライアンスの推進等（自己評価b×2、主務省評価b×2）

計画どおり、コンプライアンス委員会・リスク管理委員会等をそれぞれ年2回開催し、コンプライアンス及びリスク管理の徹底の取組がなされた。また、コンプライアンス研修、内部監査、運営評議会についても計画どおり適切に実施された。

#### (4)業務受託機関に対する考査指導（自己評価b、主務省評価b）

25年度から28年度までの考査指導実施機関数の累計は1,050機関であり、毎年度240機関実施した場合の960機関に対する達成割合は109%となっており、また、考査指導の結果については、4月の業務受託機関担当者会議で周知徹底を行っている等効果の浸透も図られている。

#### (5)情報セキュリティ対策の向上（自己評価a、主務省評価a）

政府統一基準群等を参考に情報セキュリティ規程の見直しが進められ、また、システム脆弱性情報への対処及び農林水産省への報告についても迅速かつ適確に行われている。

加えて、27年6月の日本年金機構による個人情報漏えい問題を受け、計画外のセキュリティの向上対策に迅速かつ適確に取り組んだことから、目標を上回る成果があったものと評価。

### **Ⅲ 財務内容の改善（自己評価b×2、主務省評価B）**

全ての貸付金債権の分類を見直し、適切な債権の管理回収が行われ、全ての担保物権について評価の見直しが行われた。

### **Ⅴ 長期借入金（自己評価B、主務省評価B）**

旧年金の給付に充てられる長期借入金に際しては、競争入札を行い、市中金利の情勢に照らしても、概ね有利な条件での借入が行われたと認められる。

## 新中期計画構成項目

### 第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 農業者年金事業

- (1) 被保険者資格の適用及び収納関係業務
  - ア 手続の迅速化
  - イ 被保険者資格の適切な管理
  - ウ 保険料収納業務の円滑な実施
  - エ 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付
- (2) 年金等の給付業務
  - ア 手続の迅速化
  - イ 年金受給漏れの防止・年金裁定請求の勧奨
  - ウ 受給資格のある者への適切な年金給付

#### (3) 情報システム管理業務

#### 2 年金資産の安全かつ効率的な運用

- (1) 基本方針に基づく安全かつ効率的な運用
- (2) 資金運用委員会等によるモニタリング
- (3) 政策アセットミックスの検証・見直し
- (4) 運用の透明性の確保
- (5) スチュワードシップ活動の実施

#### 3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実

- (1) 政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大
- (2) 女性農業者の加入の拡大
- (3) 加入推進活動の実施
- (4) 加入推進活動の効果検証
- (5) ホームページ等による情報の提供

### 第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1 業務改善の推進

#### 2 電子化の推進

- (1) 農業者年金記録管理システムの利用促進
- (2) マイナンバーによる情報連携

#### 3 運営経費の抑制

- (1) 一般管理費及び事業費の削減
- (2) 給与水準の適正化

#### 4 調達合理化

#### 5 組織体制の整備等

- (1) 組織体制の整備
- (2) 働き方改革の推進

### **第3 財務内容の改善に関する事項**

#### **財務内容の改善に関する事項**

- (1) 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守
- (2) 決算情報・セグメント情報の開示
- (3) 業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施
- (4) 貸付金債権等の適切な管理等
- (5) 長期借入金の適切な実施

### **第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画**

### **第5 短期借入金の限度額**

### **第6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項**

#### **1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む）**

- (1) 方針
- (2) 人員に関する目標

#### **2 積立金の処分に関する事項**

#### **3 内部統制の充実・強化**

- (1) 経営管理会議による内部統制の充実・強化
- (2) コンプライアンスの推進
- (3) リスク管理の徹底
- (4) 内部監査

#### **4 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底**

- (1) 情報セキュリティ対策の推進
- (2) 個人情報保護対策の推進
- (3) 研修等の実施

#### **5 情報公開の推進**

#### **6 業務運営能力の向上等**

- (1) 研修の充実
- (2) 委託業務の質の向上

## 独立行政法人農業者年金基金の第4期中期目標・中期計画対照表

中 期 目 標	中 期 計 画
独立行政法人農業者年金基金中期目標 平成 30 年 3 月 1 日 厚 生 労 働 省 農 林 水 産 省	独立行政法人農業者年金基金中期計画 平成 30 年 月 日認可
<p>第 1 政策体系における法人の位置づけ及び役割</p> <p>1 国の政策等の背景となる国民生活</p> <p>我が国の農業・農村は、都市部に先駆けて高齢化や人口減少が進み、高齢者のリタイア等による農地の荒廃や、担い手の不足等による生産基盤の脆弱化が進行するなど、農業・農村を取り巻く環境は極めて厳しい状況であり、このままでは、食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）の基本理念である食料の安定供給の確保と多面的機能の発揮に支障が生じるおそれがある。</p> <p>また、我が国の農業構造は、土地利用型農業を中心に農業の将来を支える若い担い手の確保が十分に進んでおらず、農業就業者の高齢化が進み、60 歳以上が約 7 割、50 歳未満が約 1 割という著しくアンバランスな年齢構成となっており、高齢者のリタイアにより農業就業者が著しく減少していくことが見込まれている。</p> <p>このため、今後、農地等の農業資源や農業経営が次世代に継承できなくなることが懸念されており、農業の内外からやる気のある若者を呼び込み、将来の農業を支える担い手として育成・確保することが喫緊の課題となっている。</p>	<p>独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）は、昭和 46 年に発足した農業者年金制度の実施主体であった農業者年金基金を前身とし、平成 13 年の制度改正により農業者年金制度の抜本的な見直しが行われた後、農業者年金基金の業務を継承する独立行政法人として平成 15 年 10 月に発足した。また、平成 27 年 4 月には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に基づく中期目標管理法とされたところである。</p> <p>基金は、食料・農業・農村基本計画（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定）に掲げられた農業の持続的な発展を目標とする「力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保」のための政策実施機関として、農業者の老後保障に加え、農業者の確保という政策目的を有する農業者年金制度に係る業務を実施してきた。</p> <p>現在、農業の内外からやる気のある若者を呼び込み、将来の農業を支える担い手として確保・育成することが国としての喫緊の課題となっている中、本中期目標期間（平成 30 年度～34 年度）においても、基金は、老後保障の面から担い手を支えることのできる唯一の農業政策である農業者年金制度の特色を活かしつつ、担い手の確保に最大限</p>

## 2 国の政策体系における法人の位置づけ

上記の課題に対応するため、国は、食料・農業・農村基本計画（平成 27 年 3 月 31 日に閣議決定。以下「基本計画」という。）を定め、産業政策と地域政策とを車の両輪として農政改革を推進し、強い農業と美しく活力のある農村の実現を目指して施策を展開することとしており、担い手の育成・確保については、「農業の内外からやる気のある若者を呼び込むための取組を推進するとともに、担い手が、将来展望をしっかりと持ちつつ、意欲的に経営発展に取り組むことができる環境を整備する」（基本計画第 1 の 2 の（4））ことを基本的な視点として、施策を推進するとされている。

独立行政法人農業者年金基金（以下「基金」という。）の目的は、農業者の高齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することとされている（独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）第 3 条）。

このように基金の目的は、農業者の老後保障に加え、農業者の確保という政策目的を有するものとされており、基本計画に基づく農林水産省の政策体系上は、農業の持続的な発展を目標とする「力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保」に関する分野に位置付けられるものである。

## 3 基金の活動状況

農業者年金制度は、当初、農地保有の合理化等を図る目的で、世代間扶養の考えに基づく年金として昭和 46 年に発足したが、

資することが求められている。

以上を踏まえ、基金は、主務大臣から指示された「独立行政法人農業者年金基金中期目標」（平成 30 年 3 月 1 日厚生労働省発年 0301・農林水産省指令 29 経営第 3013 号）を達成し、国の政策実施機関としての機能の最大化を図るため、独立行政法人通則法第 30 条に基づき基金がとるべき措置等を中期計画として次のとおり定め、これを確実に遂行することとする。

平成 13 年の制度改正により、農業者の確保を目的とするとともに、被保険者が自ら納付した保険料とその運用益を原資として、将来、年金として受け取る仕組みに変更するなど、抜本的な見直しが行われ、平成 14 年 1 月から全く新たな制度として発足したところである。

新制度発足以降、本制度に加入した者は、累計で 117,515 人（平成 28 年度末現在）に達し、そのうち、既に受給権を有している者が 37,383 人、現に被保険者資格を有している者が 47,615 人、60 歳到達により被保険者資格を喪失したが受給権を取得するには至っていない者（受給待期者）などが 32,315 人となっている。

新制度への加入については、20 歳から 39 歳までの基幹的農業従事者のうち被保険者の割合を 20%まで拡大することとする第三期中期目標の達成に向けて、基金としての目標を設定し、関係機関等との連携・協力の下、加入推進活動に取り組んできたところであり、高齢化が進む状況にもかかわらず、毎年、相当数の新規加入者が確保されている。その結果、20 歳から 39 歳までの基幹的農業従事者に占める被保険者の割合は、14%（平成 24 年度末現在）から 19%（平成 28 年度末）に上昇している。引き続き、新制度の一層の浸透を目指して、更なる制度の普及推進に取り組むことが求められる。

年金資産の運用業務については、平成 29 年 9 月末現在で総額約 3,000 億円の資産の管理・運用を行っている。その大半を占める被保険者ポートフォリオの運用利回りは、平成 14 年度から平成 28 年度までの平均で 2.77%となっている。

年金等の給付については、平成 13 年度改正前の旧制度下の受給権者（平成 28 年度末現在で約 37 万人）に対するものも含め、毎年度、1,000 億円を超える額が支給されている。このうち、後

継者等に経営を移譲して農業を廃止等した者に支給される経営移譲年金については、前中期目標期間に実施された会計実地検査により、農業を再開した者などへの不適正支給が判明し、既に基金が再発防止策等を講じたところであるが、今後とも、同様の事態が生じることのないよう、引き続き業務の適正な実施が求められる。

#### 4 法人の役割（ミッション）

力強く持続可能な農業構造の実現に向けて、農業の担い手の育成・確保を図っていくためには、他産業と遜色ない生涯所得を展望し得る環境を整備することが必要であり、その際、経営に対する支援により現役時の所得の増大・安定を図ることに加え、引退後の老後生活への不安を払拭するため、公的な老後保障を整備することも重要である。

農業者年金制度は、こうした老後保障の面から担い手を支えることのできる唯一の農業施策であり、その実施主体である基金にあっては、本制度の特色を活かしつつ、農業者の確保に資する政策年金としての効果を十分に発揮し、喫緊の課題である担い手の確保に最大限資することが求められる。

本中期目標については、このような認識の下、基金が、理事長の適切なリーダーシップの下、効果的かつ効率的な業務運営を図りつつ、本制度が農業・農村の現場により広く浸透し、政策年金としての機能が一層発揮されることとなることを期待して策定したものである。

## 第2 中期目標の期間

基金の中期目標の期間は、平成30年4月1日から平成35年3

月 31 日までの 5 年間とする。

第 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

農業者年金制度が、基本計画に基づき、農業の将来を支える若い担い手の確保等に貢献するためには、本制度が、農業・農村の現場に広く認識され、かつ、老後の安心を支える年金制度として高い信頼性を確保することが極めて重要であることを踏まえ、以下の目標の達成に向けて、業務の質の向上に取り組むものとする。

なお、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）における「一定の事業等のまとめり」は、農業者年金事業、年金資産の運用及び制度の普及推進等の 3 つとする。

1 農業者年金事業

(1) 被保険者資格の適用及び収納関係業務

ア 手続の迅速化

被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する処理決定について、標準処理期間内に処理を行うとともに、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。

【指標】

○ 加入申出及び保険料の額の変更申出に係る事務処理の標準処理期間内の処理割合を 97%以上とする。

(前中期目標期間実績：97.2%)

第 1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 農業者年金事業

(1) 被保険者資格の適用及び収納関係業務

ア 手続の迅速化

被保険者資格の適用及び保険料の収納に関する処理決定について、基金に届いた申出書等の処理を迅速に行うとともに、業務受託機関における申出書等の記入漏れの整備や添付書類の準備・取りまとめに時間を要することが手続が長期化する主な原因であることを踏まえ、業務受託機関担当者を対象とする研修会等において、制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、業務受託機関での処理の迅速化に努める。

これにより、提出された申出書等については、その 97%以上を標準処理期間内に処理することとし、その結果について、毎年度、定期的に公表する。

イ 被保険者資格の適切な管理

国民年金被保険者資格記録と整合した被保険者資格記録に基づき、適切な年金給付を行うため、全ての加入者及び待期者を対象に、毎年度、国民年金資格記録の確認を定期的に行い、不整合が確認された者に対し、必要な手続を遅滞なく行うよう働きかける。

【指標】

- 国民年金の被保険者記録との突合を年2回以上実施する。  
(前中期目標期間実績：年2回)
- 不整合者の占める割合を0.7%以下とする。  
(前中期目標期間の平均値：0.7%)

【重要度：高】国民年金の上乗せ年金である農業者年金においては、その被保険者資格の管理を行う上で、そのベースとなる国民年金の被保険者資格記録との整合性を確保することが重要であり、仮に長期間経過後に、遡って資格喪失等が発覚した場合には、被保険者資格の取消し等による不利益が農業者等に生じることとなるため。

ウ 保険料収納業務の円滑な実施

保険料を円滑かつ確実に収納するため、口座振替が不能となった者について、該当者を業務受託機関に提示し、被保険者に対する指導等その原因に応じた適切な対応がとられるよう働きかけを行う。

なお、不備が判明した申出書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な申出書等の提出が行われるよう指導する。

イ 被保険者資格の適切な管理

国民年金被保険者資格記録と整合した被保険者資格記録に基づき、適切な年金給付を行うため、全ての加入者及び待期者を対象に、毎年度、マイナンバーによる情報連携等により国民年金資格記録の確認を2回以上実施する。

不整合が確認された者には不整合事由を通知し、資格記録の訂正等に必要な申出書等の提出を遅滞なく行うよう働きかけるとともに、業務受託機関に不整合が確認された者の不整合記録を掲載したリストを送付し、業務受託機関からも該当者へ同様の働きかけがなされるようにする。

これらの取組を通じて、不整合者の占める割合を0.7%以下とする。

ウ 保険料収納業務の円滑な実施

保険料を円滑かつ確実に収納するため、口座振替不能該当者や口座振替停止該当者のリストを毎月業務受託機関に送付し、業務受託機関から該当者への意向確認や相談対応、必要な届出等の指導がなされるようにする。

また、一定期間継続して口座振替が不能となっている者について、被保険者が意図しない口座振替の防止を図るとともに、業務受託機関を通じ被保険者に対する働きかけを行う。

エ 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付

保険料納付後に、資格の変更や保険料額の変更等により発生した過大納付の保険料について、被保険者等からの請求に基づき、迅速かつ確実に被保険者等に対し、還付処理を行う。

【指標】

- 還付金の請求から還付処理までの平均処理日数（1週間以内）

(2) 年金等の給付業務

ア 手続の迅速化

年金及び死亡一時金の給付に係る裁定について、基金が定める標準処理期間内に処理を行うとともに、その処理状況について、毎年度、定期的に公表する。

【指標】

- 標準処理期間内の処理割合を98%以上とする。  
(前中期目標期間実績：98%)

また、一定期間継続して口座振替が不能となっている者について、口座振替停止の措置を講じた上で、その者に対してその旨及び口座振替の再開手続等を通知して、意図しない口座振替の防止を図るとともに、業務受託機関に定期的に口座振替停止者のリストを送付し、業務受託機関からも働きかけがなされるようにする。

エ 過大に納付された保険料の迅速かつ確実な還付

保険料納付後に、資格の変更や保険料額の変更等により発生した過大納付の保険料について、過大納付の発生確認後速やかに基金から被保険者等に対して、還付金の発生通知と請求に必要な請求書を送付し、被保険者等からの請求に基づき、迅速かつ確実に還付処理を行う。

(2) 年金等の給付義務

ア 手続の迅速化

年金及び死亡一時金の給付に係る裁定について、基金に届いた請求書等の処理を迅速に行うとともに、業務受託機関での請求書等の記入内容の確認や添付書類の準備に時間を要することが手続が長期化する主な原因であることを踏まえ、業務受託機関担当者を対象とする研修会等において、制度への理解及び事務処理能力の向上を図り、業務受託機関での処理の迅速化に努める。

手続の迅速化に努めることにより、提出された請求書等については、その98%以上を標準処理期間内に処理することとし、その結果について、毎年度、定期的に公表する。

なお、不備が判明した請求書等については、補正等が早急に行われるよう業務受託機関へ迅速な返戻等を行うとともに、適正な請求書等の提出が行われるよう指導する。

#### イ 年金受給漏れの防止

年金の受給漏れ防止のため、受給権が発生する者等に対し、65歳になる誕生日の1ヶ月前に、年金裁定請求手続の方法を案内した文書を送付して裁定請求の勧奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を遅滞なく行うよう働きかける。

また、既に受給権が発生しているにもかかわらず裁定請求を行っていない者に対しても、毎年度、受給権が発生している旨とともに年金裁定請求手続の方法を案内した文書を送付して裁定請求の勧奨等を行い、必要な裁定請求書の提出を働きかける。

#### ウ 受給資格のある者への適切な年金給付

毎年度、現況の確認が必要な受給権者に対し現況届を送付してその提出を求め、経営移譲年金等の支給停止事由の該当の有無や生存の確認を定期的に行う。

現況届未提出者については一覧表を農業委員会へ送付し、提出の勧奨・未提出理由の調査を行った後に、未提出者への年金の支払を差止める。

また、国民年金の受給権者情報の確認を毎月行い、死亡が

#### イ 年金の受給漏れの防止

受給権があるにもかかわらず、年金を受給するためには請求が必要であることを知らないために年金給付を受けられないといった事態が生じないように、65歳到達目前の者に裁定請求の勧奨等の通知を行い、遅滞なく請求を行うよう働きかけを行う。

さらに、66歳を超えた長期未請求者に対しても裁定請求の勧奨等の通知を行う。

**【重要度：高】** 受給権を有する者に年金を適切に給付することは、本事業の目的である農業者の老後生活の安定に直結する最も基本となる業務であり、支給の漏れ等の発生は、本制度及び基金に対する信用を著しく失墜させる原因となるため。

#### ウ 受給資格のある者への適切な年金給付

毎年度、支給停止該当の有無や生存の確認を定期的に行うとともに、支給停止及び失権に係る事務を適確に処理し、年金の支給停止に該当している者や失権者に対し、長期にわたって年金が給付されることを防止する取組を行う。

**【重要度：高】** 受給権を有する者に年金を適切に給付することは、本事業の目的である農業者の老後生活の安定に直結する最も基本となる業務であり、年金給付に係る過誤

払いの発生は、本制度及び基金に対する信用を著しく失墜させる原因となるため。

### (3) 情報システム管理業務

農業者年金記録管理システムの開発・改修等について、必要性及び緊要度の高いものから、計画的に開発・改修等を行い、インターネット等の電子情報ネットワークの利用による諸手当等の利便性の向上に取り組む。

## 2 年金資産の安全かつ効率的な運用

年金資産は、将来にわたって安定的に年金及び一時金を給付していくための大切な財源であり、その運用の成果が、個々の年金額や年金財政に直接影響を及ぼすものであることに留意し、年金資産を安全かつ効率的に運用することとし、以下の取組を行う。

### (1) 基本方針に基づく安全かつ効率的な運用

年金資産の管理・運用については、年金給付等準備金の運用に関する基本方針に定める政策アセットミクスによる分散投資を行うとともに、当該基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。

#### 【指標】

疑われる受給権者に対する年金の支払を保留する。

なお、支給停止該当や失権が確認された場合には、支給停止事由該当届や死亡関係届出書の提出を求め、支給停止及び失権に係る事務を適確に処理する。

これらの取組を通じて、年金の支給停止事由に該当している者や失権者へ、長期にわたって年金が給付されることを防止する。

### (3) 情報システム管理業務

農業者年金記録管理システムについて、システム利用者からの改善要望や基金における業務改善・電子化の推進の検討を踏まえて、必要性及び緊要度の高いものから、適切に優先順位付けを行った上で計画的に開発・改修等を行い、インターネット等の電子情報ネットワークの利用による諸手続等の利便性の向上に取り組む。

## 2 年金資産の安全かつ効率的な運用

### (1) 基本方針に基づく安全かつ効率的な運用

年金資産の管理・運用については、年金給付等準備金の運用に関する基本方針に定める政策アセットミクスによる分散投資を行うとともに、当該基本方針に基づき安全かつ効率的に行う。

被保険者ポートフォリオの各資産がベンチマーク並みの収益率を上げたとして得られる収益率（複合ベンチマーク）に相当

○ 被保険者ポートフォリオの各資産がベンチマーク並みの収益率を上げたとして得られる収益率(複合ベンチマーク)に相当する収益率の確保

【重要度：高】年金資産の安全かつ効率的な運用は個々の年金額や年金財政に直接影響を及ぼすものであるため。

(2) 資金運用委員会等によるモニタリング

外部の有識者で構成された資金運用委員会において、毎年度、運用環境の変化等も踏まえて運用状況等の評価・分析等を行う。

また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認し、その変動状況に応じ、適切にリバランスを行う。

(3) 政策アセットミックスの検証・見直し

政策アセットミックスについて、毎年度、資金運用委員会において、運用環境の変化に照らした妥当性の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

(4) 運用の透明性の確保

年金資産の運用状況等については、四半期ごとに公表するとともに、各年度末時点における被保険者等に係る運用結果について、当該被保険者等に対し、翌年度6月末日までに通知する。

また、年金給付等準備金の運用に関する基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称を公表する等、情報公開を積極的に行い、運用の透明性の確保を図る。

する収益率が確保できるよう努力する。

(2) 資金運用委員会等によるモニタリング

外部の有識者で構成された資金運用委員会において、毎年度、運用環境の変化等も踏まえて運用状況等の評価・分析等を行う。

また、経営管理会議において、四半期ごとに運用状況等の評価・分析等のモニタリングを行うとともに、資産の構成割合を確認し、その変動状況に応じ、適切にリバランスを行う。

(3) 政策アセットミックスの検証・見直し

政策アセットミックスについて、毎年度、資金運用委員会において、運用環境の変化に照らした妥当性の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。

(4) 運用の透明性の確保

年金資産の構成割合、運用成績等については、四半期ごとにホームページで情報を公表するとともに、加入者に対して、毎年6月末日までにその前年度末現在で評価した個々の加入者に係る運用結果を通知する。

また、年金給付等準備金の運用に関する基本方針、資金運用委員会の委員名簿、運営規程及び議事内容並びに外部運用を委託する運用受託機関の名称をホームページで公表する等、情報

(5) スチュワードシップ活動の実施

被保険者等の中長期的な投資リターンの拡大に資するよう、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、その活動状況について、毎年度、公表する。

3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実

農業者年金制度の普及に当たっては、今後の農業を支える青年層や女性等に本制度の特色が広く理解されることにより、本制度への加入が進み、その就農や農業への定着等が期待されることから、青年層の農業就業者の増加や女性農業者が活躍できる環境の整備といった、基本計画の施策の方向性に沿って推進することとし、以下の目標の達成に向けて取り組むこととする。

(1) 政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大

我が国の経済社会や農業・農村の構造変化が進み、次世代の農業を担っていこうとする者を確保することが農政上の喫緊の課題となっているため、新規就農者など農業の将来を支える若い担い手の育成及び確保に資するよう、政策支援の対象となり得る若い農業者に重点を置いた普及推進を図り、その加入の拡大を目指す。

【指標】

○ ①又は②を達成すること。

① 中期目標期間終了時までに、20歳以上39歳以下の基幹的農業従事者数に対する被保険者数の割合を25%に拡大する。

公開を積極的に行い、運用の透明性の確保を図る。

(5) スチュワードシップ活動の実施

被保険者等の中長期的な投資リターンの拡大に資するよう、責任ある機関投資家としてスチュワードシップ責任を果たすための活動を実施し、その活動状況及び株主議決権行使の結果等について、毎年度、ホームページで公表する。

3 農業者年金制度の普及推進及び情報提供の充実

(1) 政策支援の対象となる若い農業者の加入の拡大

新規就農者などの農業の将来を支える若い担い手の育成及び確保に資するため、政策支援の対象となり得る若い農業者に重点を置いた普及推進を図り、20歳から39歳までの基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合を、年1ポイント増加させるか、又は平成34年度末までに同割合を25%に拡大する。

(前中期目標期間実績：平成 24 年度末 14.0%、平成 28 年度末 19.0%)

(前中期目標値：20% (平成 29 年度末) )

② 20 歳以上 39 歳以下の基幹的農業従事者数に対する被保険者数の割合を毎年度 1 ポイント以上増加させる。

【重要度：高】次世代の農業を担っていこうとする若い者をどれだけ加入者として制度に取り込んでいくことができるかは、農業の担い手の確保に資することを目的とする農業者年金制度が、政策年金として若い農業の担い手の確保にという国の施策に貢献する上で必要不可欠な要素であるとともに、加入者の拡大は、制度の普及度を端的に示す指標であると考えられるため。

<目標水準の考え方>

前中期目標の 20 歳以上 39 歳以下の基幹的農業従事者に対する被保険者の割合 20%の達成を前提として、その更なる拡大を目指すため、年平均で 1 ポイントずつ増加させ、最終年度である平成 34 年度末において、25%に達することを目標とした。

なお、被保険者の割合の母数となる基幹的農業従事者については、農業を主たる職業としていると考えられる基幹的農業従事者を用いた。

【難易度：高】農業従事者の高齢化と減少が進行する中、39 歳以下の基幹的農業従事者数に対する被保険者数の割合を毎年拡大していくためには、毎年確保すべき新規加入者数を、前中期目標期間中の 1.25 倍程度増加させる必要があるため。

(2) 女性農業者の加入の拡大

(2) 女性農業者の加入の拡大

女性農業者は農業就業者の4割を占め、女性が参画している農業経営体ほど販売金額が大きく、経営の多角化に取り組む傾向が強いなど、地域農業の振興や農業経営の発展等に重要な役割を担っている。

他方、農村社会ではいまだ指導的地位や経営主の多数を男性が占めるような状況にあることから、男女ともに意識改革を図りながら、女性農業者が一層活躍できる環境整備を進めることが必要である。

このため、女性農業者が、老後生活への不安を払拭しつつ、農業経営に積極的に関与できることとなるよう、女性農業者に対する制度の普及啓発の取組を強化し、その加入の拡大を目指す。

**【指標】**

○ ①又は②を達成すること。

① 中期目標期間終了時まで、女性の基幹的農業従事者数に対する女性の被保険者数の割合を17%に拡大する。

(前中期目標期間実績：平成24年度末4.9%、平成28年度末8.0%、平成29年度8.8%(推計値)、5年間で3.9ポイント増)

② 女性の基幹的農業従事者数に対する被保険者数の割合を毎年度1.6ポイント以上増加させる。

＜目標水準の考え方＞

前中期目標期間中の2倍のペースで、女性の基幹的農業従事者数に対する被保険者数の割合が増加することを目標とした。

( $8.8\% + 3.9 \text{ポイント} \times 2 \approx 17\%$ 、毎年度1.6ポイントの増加)

(3) 加入推進活動の実施

女性農業者が、老後生活への不安を払拭しつつ、農業経営に積極的に関与できることとなるよう、女性農業者に対する制度の普及啓発の取組を強化し、女性の基幹的農業従事者に対する農業者年金の被保険者の割合を、年1.6ポイント増加させるか、又は平成34年度末までに同割合を17%に拡大する。

(3) 加入推進活動の実施

(1) 及び (2) に掲げた目標を達成するには、基金及び業務受託機関が認識を共有し、一丸となって、戦略的に加入推進活動に取り組む必要がある。

このため、基金は、加入促進の取組に関する方針を定め、その内容を業務受託機関に周知徹底するとともに、都道府県毎に新規加入者に関する目標を設定し、当該目標の達成を目指して加入推進活動を行う。

**【指標】**

- 都道府県別新規加入者に関する目標の達成状況
- 加入実績が低調な地域の活動の活性化による地域間の活動格差の縮小（新規加入実績の前年度比が他の地域の平均以上となっているか）

**(4) ホームページ等による情報の提供**

ホームページやメールマガジン等を活用し、農業者年金制度の内容、基金の運営状況、事業の実施状況等に関する分かりやすい資料を掲載し、制度や基金の活動等について広範な情報提供を行い、国民の理解の増進を図る。

なお、ホームページは、制度の内容や基金の活動状況を広く周知する有効な手法の一つであることから、国民が必要な情報に速やかにアクセスできるよう、その構成・閲覧環境等の改善に取り組む。

また、新規就農者や女性農業者等に対する支援を行う機関・団体等との連携を図り、これらの者が参集する研修会や各種イベント等において、制度のPRを行う機会を増やす。

上記 (1) 及び (2) の目標達成に向け、毎年度、若い農業者や女性農業者に重点的に加入を勧めることなどを内容とする加入推進の取組に関する方針を作成し、業務受託機関の担当者会議等において、当該取組方針の徹底を図るとともに、加入推進活動のリーダーを対象とする研修会を開催する。

また、都道府県毎に新規加入者に関する目標を設定し、その進捗管理を行い、達成状況が低調な都道府県に対して市町村での巡回意見交換などの特別活動を実施する。

**(4) 加入推進活動の効果検証**

効果的な加入推進を図る観点から、毎年度、新規加入者へのアンケート調査等により、加入推進の取組の効果を検証する。

**(5) ホームページ等による情報の提供**

農業者に制度の仕組み等を周知するため、パンフレットや対象者毎のリーフレット等を作成し、農業者が集まる機会等を活用して情報提供に努めるとともに、ホームページやメールマガジン等を活用し、制度や基金の活動等について広範な情報提供を行う。

なお、ホームページについては、国民が必要な情報に速やかにアクセスできるよう、定期的に構成・閲覧環境等の要改善点を確認し、その改善に取り組む。

また、新規就農者や女性農業者等に対する支援を行う機関・団体等と情報交換を行う場を設ける等連携を図り、新規就農者や女性農業者等が参集する研修会やイベント等において、制度のPRを行う機会を増やす。

#### 第4 業務運営の効率化に関する事項

##### 1 業務改善の推進

事務の簡素化・効率化により事務処理の負担を軽減するとともに、業務運営に要する経費の抑制を図る観点から、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を行うなど、業務運営の効率化の取組を計画的かつ着実に推進する。

##### 2 電子化の推進

「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成 29 年 5 月 30 日閣議決定）等を踏まえ、ICT の活用など業務の電子化による業務改善について検討し、その効果が見込まれ、かつ、実施可能なものから、工程表に基づき、順次、業務の電子化を推進する。

特に、農業者年金記録管理システムについて、利用可能な受託機関の全てが利用することを目指し、その更なる利用の促進に取り組むとともに、マイナンバーによる情報連携の業務については、円滑かつ着実に実施する。

#### 第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

##### 1 業務改善の推進

事務の簡素化・効率化により事務処理の負担を軽減するとともに、業務運営に要する経費の抑制を図る観点から、部署横断的な業務やマイナンバー利用事務等の業務を重点とした業務改善を推進するため、業務フローの検証、改善点の検討・洗い出し等を行うとともに、業務改善に向けた工程表に基づく進捗管理を行う。また、進捗管理や業務を取り巻く状況の変化に応じて、適宜工程表の見直しを行いつつ、業務運営の効率化の取組を計画的かつ着実に推進する。

##### 2 電子化の推進

1 のとおり業務改善に向けた取組を行う中で、「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成 29 年 5 月 30 日閣議決定）等を踏まえ、ICT の活用など業務の電子化による業務改善について検討し、その効果が見込まれ、かつ、実施可能なものから、工程表に基づき、順次、業務の電子化を推進する。

その際、特に、農業者年金記録管理システムやマイナンバーによる情報連携の業務については、次のとおり取り組む。

##### (1) 農業者年金記録管理システムの利用促進

利用可能な業務受託機関の全てが利用することを目指し、基金と業務受託機関との間で「利用促進取組方針」を定めるほか、基金主催の会議や業務受託機関主催の同システム操作研修会での同システム利用のメリット及び処理状況確認操作マニュアルの業務受託機関への周知を通じて、同システムの更なる利用の促進に取り組む。

<p>3 運営経費の抑制</p> <p>(1) 業務の効率化を進め、一般管理費及び事業費（業務委託費）の削減を行う。</p> <p>総人件費については、政府の方針を踏まえつつ、適切に対応する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般管理費（注）について対前年度比で平均3%の削減をする。</li> <li>○ 事業費について対前年度比で平均1%の削減をする。</li> </ul> <p>(注) 人件費、農業者年金記録管理システム保守経費、資金運用管理システム経費、事務所借料経費、情報セキュリティ対策経費及び特殊要因により増減する経費は除く。</p> <p>(2) 職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地</p>	<p>特に、事務処理遅延の防止及び業務の効率化の観点から、届出書等の処理状況確認機能の活用を進めることとし、同システムを利用した届出書等の作成割合を増加させる。</p> <p>(2) マイナンバーによる情報連携</p> <p>適正かつ効率的な事務処理を図る観点から、マイナンバーによる情報連携について、円滑かつ着実に実施するため、情報連携内容や連携実現に向けて解決すべき課題を検討し、連携実現後の業務手順の見直し、情報連携システムの運用・管理に取り組む。</p> <p>3 運営経費の抑制</p> <p>(1) 一般管理費及び事業費の削減</p> <p>業務の効率化を進め、一般管理費（注）については、毎年度平均で対前年度比で3%以上、事業費（業務委託費）については、毎年度平均で対前年度平均で1%以上の削減を行う。</p> <p>このため加入者等に対するサービスの水準の維持に配慮しつつ、コスト意識の徹底、計画的な調達等を行う。</p> <p>(注) 人件費、農業者年金記録管理システム保守経費、資金運用管理システム経費、事務所借料経費、情報セキュリティ対策経費及び特殊要因により増減する経費は除く。</p> <p>(2) 給与水準の適正化</p> <p>職員の給与水準の適正化を図るため、国家公務員の給与規程等の状況を踏まえ、必要に応じ給与規程の見直しを行い、見直</p>
---	--

域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）を公表する。

また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。

#### 4 調達の合理化

公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき策定する「調達等合理化計画」について着実に実施する。

##### 【指標】

- 一者応札・応募件数の割合を前中期計画期間の平均以下とする。
- 随意契約件数の割合を前中期計画期間の平均以下とする。

#### 5 組織体制の整備等

##### （1）組織体制の整備

各部署の業務量の動向等に対応して、業務全体を効率的かつ効果的に運営できる体制を確保する観点から、組織の体制及び運営について継続的に点検し、必要に応じ、適切な組織体制や人員配置への見直しを行う。

##### （2）働き方改革の推進

「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）を踏まえ、業務の効率化を進め、超過勤務の縮減、

しを行った場合にはその内容を公表するとともに、対国家公務員地域・学歴別指数（地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数）を毎年度公表する。

また、役員の報酬水準及び職員の給与水準については、毎年度、その妥当性を検証し、その検証結果についてホームページにおいて公表する。

#### 4 調達の合理化

公正かつ透明な調達手段による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき基金が策定する「調達等合理化計画」に盛り込んだ取組について着実に実施し、随意契約件数及び一者応札・応募件数について、前中期目標期間の件数の平均以下となるようにする。

#### 5 組織体制の整備等

##### （1）組織体制の整備

各部署の業務量の動向等に対応して、業務全体を効率的かつ効果的に運営できる体制を確保する観点から、組織体制及び運営について継続的に点検し、必要に応じ、適切な組織体制や人員配置への見直しを行う。

##### （2）働き方改革の推進

「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）を踏まえ、業務の効率化を進め、超過勤務の縮減、

男性職員の育児休業取得など職員のワークライフバランスの改善に取り組むとともに、独立行政法人として専門性の高い業務を適切に遂行する観点から、専門研修や資格取得支援、若手職員や女性職員の活躍の場を積極的に設けるなど職員の人材育成に積極的に取り組み、働き方改革を積極的に推進する。

#### 第5 財務内容の改善に関する事項

##### 1 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守

「第4 業務の効率化に関する事項」に定める事項を踏まえた中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

##### 2 決算情報・セグメント情報の開示

財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報や、業務内容等に応じた適切な区分に基づくセグメント情報の開示を徹底する。

##### 3 業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施

独立行政法人会計基準の改訂(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理し、次年度の予算の配分に反映する。

##### 4 貸付金債権等の適切な管理等

旧制度に基づく農地等取得資金貸付金債権及び農地等割賦売

男性職員の育児休業取得など職員のワークライフバランスの改善に取り組むとともに、独立行政法人として専門性の高い業務を適切に遂行する観点から、専門研修や資格取得支援、若手職員や女性職員の活躍の場を積極的に設けるなど職員の人材育成に積極的に取り組み、働き方改革を積極的に推進する。

#### 第3 財務内容の改善に関する事項

##### 財務内容の改善に関する事項

##### (1) 業務の効率化を反映した予算の策定と遵守

「第2 業務の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」に定める事項を踏まえた中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

##### (2) 決算情報・セグメント情報の開示

セグメント情報を決算において整理し、決算が主務大臣から承認され次第、速やかに開示する。

##### (3) 業務達成基準に基づく会計処理の適切な実施

独立行政法人会計基準の改定(平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改定)等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。

##### (4) 貸付金債権等の適切な管理等

旧制度に基づく農地等取得資金貸付金債権及び農地等割賦売

<p>渡債権の管理を適切に行い、これらの債権の円滑かつ確実な回収に努める。</p> <p>5 長期借入金の適切な実施          独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 17 条第 2 項の規定による長期借入金をするに当たっては、市中の金利情報等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。</p> <p>第 6 その他業務運営に関する重要事項</p>	<p>渡債権については、すべての債権について、毎年度、債権分類の見直しを行い、担保物件の確認等を踏まえた農地等担保物件の評価の見直しを行う。</p> <p>また、業務受託機関との連携等により、これらの債権の円滑かつ確実な回収に努める。</p> <p>(5) 長期借入金の適切な実施          独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 17 条第 2 項の規定による長期借入金をするに当たっては、市中の金利情報等を考慮し、極力有利な条件での借入れを図る。</p> <p>第 4 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画別紙</p> <p>第 5 短期借入金の限度額</p> <p>1 2 億円          （想定される理由）          運営費交付金の受け入れの遅延</p> <p>2 702 億円          （想定される理由）          独立行政法人農業者年金基金法附則第 17 条第 2 項の規定に基づく長期借入金の一時的な調達困難。</p> <p>第 6 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）</p>
--	---

(1) 方針

農業者年金事業や年金資産の運用に関する研修等により専門的知識を有する人材の育成を図るとともに、基金全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた適正な人員配置を行う。

(2) 人員に関する指標

期末の常勤職員数を期初を上回らないようにする。

(参考1)

期初の常勤職員数 74人

(参考2)

中期目標期間中の人件費総額見込み 3,330百万円

2 積立金の処分に関する事項

前中期目標期間繰越積立金のうち、前中期目標期間から繰り越した貸付金等債権が当期に償還されたことによる現預金及び前中期目標期間中に自己収入財源で取得し、本中期目標期間へ繰り越した無形固定資産の資産評価額を次の経費に充当する。

(1) 旧年金給付費

(2) 旧年金給付のための借入金にかかる経費（利子及び事務費を含む。）

(3) 旧年金給付のための農業者年金記録管理システムの開発にかかる経費

(4) 旧年金勘定と農地売買貸借等勘定における前中期目標期間から繰り越した貸付金債権の償却にかかる費用

(5) 前中期目標期間中に自己収入財源で取得し、本中期目標期間

<p>1 内部統制の充実・強化</p> <p>内部統制は、理事長による適切なマネジメントの下、基金が効果的かつ効率的に業務を運営していくための重要なツールであり、適切なモニタリングを通じ継続的に改善しつつ、PDCAサイクルが有効に働くマネジメントが行われることが重要である。</p> <p>このため、業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとともに、内部統制システムの有効性について、不断に点検・見直しを行い、その徹底又は有効性の向上を図る措置を講じるなど、内部統制システムの充実・強化に取り組む。</p> <p>【重要度：高】基金は、マイナンバーを含む加入者・受給者等多くの個人情報保有している法人であり、これらの情報の漏えいによる影響は極めて大きく、情報セキュリティ対策や個人情報の漏えいに対するリスクマネジメントを適確に行うことが求められ、そのためには、内部統制の充実・強化を図ることが重要であるため。</p>	<p>へ繰り越した無形固定資産の減価償却に要する費用等</p> <p>3 内部統制の充実・強化</p> <p>業務方法書に定める内部統制に関する基本的事項を適切かつ確実に実施するとともに、内部統制システムの有効性について、不断に点検・見直しを行い、その徹底又は有効性の向上を図る措置を講じるなど、内部統制システムの充実・強化に取り組む。</p> <p>(1) 経営管理会議による内部統制の充実・強化</p> <p>理事長は、内部統制の基本方針に基づき、経営管理会議において内部統制に関する取組状況を把握し、必要な指示、モニタリングの実施により、内部統制システムの点検・見直しを行い、内部統制の充実・強化に取り組む。</p> <p>(2) コンプライアンスの推進</p> <p>役職員の法令遵守及び業務の適正な執行等を図るため、外部の有識者を含むコンプライアンス委員会を開催し、違反行為の原因究明及び再発防止等に関する審議を行うとともに、研修の実施等によりコンプライアンスを推進する。また、コンプライアンスに関する措置を講じた場合は、ホームページで公表する。</p> <p>(3) リスク管理の徹底</p> <p>業務実施の障害となる要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とするため、リスク管理委員会を設置し、リスク管理行動計画やリスク管理マニュアルの策定等に関する調査・審議やリスク管理の状況についてのモニタリングを行うことにより、リスク管理を徹底する。</p>
--	---

## 2 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底

個人情報を狙ったサイバー攻撃が高度化・巧妙化する中、基金は加入者・受給者等多くの個人情報を保有し、また、マイナンバーを活用した情報連携を導入することから、個人情報の漏えい防止に必要な措置など情報セキュリティ対策及び個人情報保護（以下「情報セキュリティ対策等」という。）を強化・徹底する。

### 【指標】

- 情報セキュリティ対策等に迅速かつ適正に対応できる組織体制の整備状況
- 情報セキュリティ・ポリシーの見直し及びサイバー攻撃に対する組織的対応能力の強化への取組状況
- 情報セキュリティ対策等の実行状況に係る担当幹部職員及び担当役員への定期的な報告の徹底及びP D C Aサイクルによる改善の取組状況
- 職員を対象とした情報セキュリティ対策等に関する研修・訓練等の実施状況及び情報セキュリティ対策等に関する法令・規定等の遵守の徹底等のための取組状況

【重要度：高】情報システムの停止による損失や、個人情報の漏えいによる信用失墜などのリスクは非常に高く、その被害や影響は加入者・受給者にも波及することとなるた

## (4) 内部監査

内部統制の充実・強化に資するため、毎年度策定する内部監査年度計画（注）に重点監査項目を設定し、当該計画に従って基金の各業務について内部監査を実施する。

（注）内部監査計画及び内部監査実施計画

## 4 情報セキュリティ対策及び個人情報保護の強化・徹底

### (1) 情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティ委員会を開催し、情報セキュリティ対策の総合的な検討、情報セキュリティ対策の自己点検・監査を行い、その結果等を踏まえ、必要に応じ、セキュリティポリシー等の見直しを行い、P D C Aサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図る。

また、サイバー攻撃に対する組織的対応能力を強化するため、基金内にC S I R Tを構築する。

### (2) 個人情報保護対策の推進

個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報保護対策の総合的な検討、不適切なアクセスの監視状況及び個人番号利用事務等の実施手順の遵守状況についての点検を行い、P D C Aサイクルによる個人情報保護対策の改善を図る。

また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、特定個人情報保護評価書に記載したリスク対策等を適切に実施するとともに、必要に応じた見直しを行う。

そのほか、C I O補佐官からのアドバイスや第三者による外

め、情報セキュリティ対策、個人情報の漏えいに対するリスクマネジメントは重要な課題である。

### 3 情報公開の推進

公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)等に基づき、適切に情報公開を行う。

### 4 業務運営能力の向上等

#### (1) 研修の充実

農業者年金制度の適切な実施を図るためには、基金の職員のみならず、業務受託機関の農業者年金担当者の業務運営能力の向上を図る必要がある。

このため、基金及び業務受託機関において農業者年金に携わる職員等を対象とした研修を実施するとともに、運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施する。

部監査を取り入れつつ、理事長のリーダーシップの下、基金が多くの個人情報を取り扱う機関であるとの認識を全役職員において共有し、基金一体となって、保有個人情報に関連する業務を適切に遂行する。

#### (3) 研修等の実施

役職員を対象に、情報セキュリティ対策等に関する研修、標的型攻撃メールに対する訓練を実施し、情報セキュリティ対策等に関する役職員の意識を高めて法令・規定等の遵守を徹底する。

### 5 情報公開の推進

公正な法人運営を実施し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)等に基づき、役員の報酬等及び職員の給与水準、事業計画、資産保有情報等について、ホームページ等で適切に情報公開を行う。

### 6 業務運営能力の向上等

#### (1) 研修の充実

##### ア 農業者年金基金職員

基金職員のうち新任職員については、年金業務全般についての知識の習得を図るため、初任者研修を毎年度原則2回実施する。

年金資産の運用等の専門的知識を必要とする業務に携わる職員については、当該業務に係る分野に特化した専門研修を実施する。その際、必要に応じて民間等の機関が主催する研

(2) 委託業務の質の向上

業務受託機関を対象とした考査指導は、委託業務の運営の効率性などを把握する上で有用であり、委託業務が適正に行われるよう引き続き実施することとする。

考査指導に当たっては、加入者・受給者が多く、指導の必要性や効果が高い地域に重点化するなど、効率的かつ計画的に実施するとともに、把握した事例や注意すべき課題等について、研修会等を通じて周知徹底するなど、その効果の浸透に努める。

修を活用する。

なお、研修終了後に理解度テストを実施する。

また、その他の研修及び職員の専門資格取得支援を含め、研修等の実施計画を策定し、計画的に職員の能力向上を図る。

イ 業務受託機関担当者

業務受託機関の農業者年金担当者の制度への理解及び事務処理能力の向上を図るため、毎年度、業務受託機関の農業者年金担当者等を対象とした研修を実施する。

(2) 委託業務の質の向上

業務受託機関を対象とした考査指導については、委託業務が適正に行われるよう、以下の取組を実施する。

ア 中期計画期間における考査指導の対象については、加入者・受給者が多く、指導の必要性や効果が高い業務受託機関に重点を置いて選定し、計画的に考査指導を実施する。

イ 考査指導により把握した事例や注意すべき課題等について、担当者会議や研修会等を通じて周知徹底するなど、考査指導の効果の浸透を図る。